

文京区地域医療連携推進協議会設置要綱

平成 21 年 6 月 12 日 21 文保健第 133 号区長決定  
平成 22 年 1 月 22 日 21 文保健第 417 号区長決定  
平成 24 年 1 月 24 日 23 文保健第 426 号区長決定  
平成 26 年 8 月 1 日 26 文保健第 543 号区長決定  
平成 27 年 6 月 2 日 27 文保健第 214 号部長決定  
令和元年 7 月 3 日 2019 文保健第 324 号区長決定

(設置)

第 1 条 区の区域内（以下「区内」という。）の医療機関の役割分担を明確にし、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着、高齢者の病院からの円滑な退院、在宅医療の推進等地域医療の連携を強化し、区民に必要な医療を確保するため、文京区地域医療連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域医療の連携の推進に関する事項
  - (2) その他協議会が必要があると認めた事項
- 2 協議会は、必要に応じて、前項の規定に基づき協議された内容について、文京区地域福祉推進協議会設置要綱（8 文福福発第 504 号）に規定する文京区地域福祉推進協議会保健部会に報告する。

(構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員 17 人以内をもって構成する。

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| (1) 区内医師会の会長の職にある者       | 2 人以内 |
| (2) 区内歯科医師会の会長の職にある者     | 2 人以内 |
| (3) 区内薬剤師会の会長の職にある者      | 1 人以内 |
| (4) 区内大学附属病院の推薦による者      | 5 人以内 |
| (5) 区内都立病院の推薦による者        | 1 人以内 |
| (6) 学識経験者                | 2 人以内 |
| (7) 第 6 条の検討部会の部会長の職にある者 | 3 人以内 |
| (8) 保健衛生部長の職にある者         | 1 人以内 |

(委員の任期)

第 4 条 委嘱された委員の任期は、委嘱した日から 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

(検討部会)

第6条 第2条に規定する事項の検討を行うため、協議会の下に検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 小児初期救急医療検討部会
- (2) 高齢者・障害者口腔保健医療検討部会
- (3) 在宅医療検討部会

3 部会は、協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、保健衛生部長が指名する。

6 部会員は、区内関係団体等の推薦された者及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会に関して必要な事項は部会長が定める。

(研究会)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、それぞれの部会のもとに、専門分野の検討を行う研究会(以下「ワーキンググループ」という。)を設置することができる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループに部会員以外の者を参加させることができる。

3 ワーキンググループは、非公開とする。

4 ワーキンググループに関して必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健衛生部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。